

2009年8月27日 日本共産党 桜井はる子

公開質問状にお答えします。

1. 基礎的な質問

設問趣旨: 児童ポルノ法(資料1)における基礎的な見解に関する質問です。

1-1: 児童ポルノとはどういう物を指すと思いますか。

現行の児童ポルノ処罰法の規定のうち、「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という部分については、きわめて主観的・恣意的な内容を含んでおり、これを根拠に処罰をすることについては、慎重にすべきだと考えます。

国際的な児童ポルノの定義としては、2000年に採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」による定義で十分だと考えます。

1-2: 児童ポルノ法の本来の目的は何だと思えますか？

第1に、政治と社会の責任として、児童ポルノの被害にあう子どもを1人も出さないこと、第2に、形態や目的を問わず、児童ポルノを流通・販売・頒布・流布させた者を、法律に即して厳しく処罰すること、第3に、もし仮に被害にあった子どもが出た場合、行政をはじめ社会をあげてその子どもの権利回復とケアに全力をあげること——にあると考えます。

1-3: 日本が児童ポルノ大国であると名指しで批判された事がありますが、海外の NGO 団体の調査(資料2)により日本は児童ポルノ大国ではないという調査結果が出ています。この矛盾についてどういった感想を持ちますか？

以前、「児童ポルノ流出大国」と烙印をおされていた日本が、国内法の整備によって、日本の児童ポルノ流出数の減少など評価できます。これは、前向きの変化と発展であって、設問にあるような「矛盾」ではないと考えます。

1-4: 児童ポルノ法は施行から10年経った現在も所轄官庁が決定しておりません(資料3)。法の趣旨に照らして、どの省庁が所轄官庁として相応しいとお考えですか。

取り締まりについては警察庁、被害者の子どもの保護とケアについては厚労省が担当するという形で、合間で所管する必要があると思います。

2. 児童ポルノの定義に関して

設問趣旨: 単純所持規制の賛否を問う際に、3号ポルノの規定が問題となっております。

2-1: 近年、親が撮影した自分の子どもの写真を販売する等の問題が起きております。これを受けて、親が撮

影した写真であっても「猥褻・性的欲求を刺激された」と第三者が感じるなら、児童ポルノとして規制すべきだと思いますか？

少なくとも問いの1-1で回答した国連の「選択議定書」に該当するようなものであるなら、児童虐待に相当し、規制する必要があります。

2-2:例えば家族写真・卒業アルバムの写真であっても、本人達にとってはただの思い出の写真ですが、そういった趣味の方々が入手すれば性的欲求を満たす写真となります。このような立場や見方が違うだけで、まったく同じ写真が思い出の写真になったり、児童ポルノになったりする現象について、どう思いますか？

「猥褻」や「性的欲求」を規制の基準とすることは慎重であらねばならないと考えます。また、子どもと日常生活の記録などまで「児童ポルノ」として規制することは正しくないと考えます。

2-3:単純所持推進派の中には、地裁判決を持ち出して「家族写真等は児童ポルノに当たらない」と言う者もいますが、地裁の判例は高裁・最高裁で容易に覆されます。また近年のU-15ビデオ等の一部表現において児童ポルノと認定されるような過激な映像を撮影する業者もおります。3号ポルノの規定そのものが罪刑法定主義の派生原理として要求される「明確性の理論(資料4)」から外れているのではないかと、という意見もあります。これらを受けて、現行法の3号ポルノ規定を廃し定義の厳格化を行い、問題のある写真や映像については適切に対処できるよう法整備をする意志はありますか？

児童ポルノの定義を国際的な基準に合わせて厳格にすることは必要だと考えます。

3. 児童の人権のあり方について

設問趣旨:教育界における問題、虐待、性虐待防止に関する具体的方針についての質問です。

3-1:近年学内におけるイジメ問題の隠蔽や、性虐待問題の隠蔽が問題になっております。これは教育界において組織的に行われている節も多々見受けられ、時には教育的配慮と称し、すべて闇から闇は葬られる事態にも発展しています。これらを受けて、学内での犯罪防止策などについて持論があればお聞かせください。

子どもの権利条約など子どもの人権、それにもとづく子どもの安全に関する教育を学校関係者と子どもたち自身におこなうことが大切です。私たちは、学校関係者の安全配慮義務を明確にした学校安全法の制定をにかけています。

同時に、いじめの温床となる過度の競走と管理をあらため、体罰を根絶することが重要です。また、この間、いじめの隠蔽等を助長してきた要因に、政府や地方自治体による「いじめ件数半減」等の数値目標の設定があります。私たちは国会で追及し、国の教育振興基本計画にそうした数値目標を設定することをやめさせています。

さらに、保健室やカウンセラーなど学内の相談体制の充実をはかります。あわせて、学校や教育委員会以外に、気軽に相談でき、熱心に対応する、第三者機関的な相談窓口をおくことが急がれていると考えています。

3-2:近年、親の経済格差が子どもの教育格差に繋がっているという問題が急浮上してきました。この問題について、経済格差解消以外に何か具体的な施策論があればお聞かせください。

お金の格差が教育の格差につながるような社会であってはなりません。少なくとも憲法第 26 条にもとづく「教育を受ける権利」を全面的に保障することが求められています。そのために、就学援助の拡充、ひとり親家庭への支援強化、児童福祉施設の生活と進学保障の充実、児童手当の拡充、児童相談所体制の強化などが緊急に必要となっています。また、「世界一高い学費」をただし、経済的な理由で進学をあきらめたり、中途退学を余儀なくされる学生をなくします。乳幼児から高等教育までの教育費負担を軽減し、無償化をめざします。

3-3: 児童虐待防止法での親権一時、一部停止に関する問題に関し、虐待の防止に親権の一時、一部提起は有効だと思いますか？

親による虐待を防止するための緊急避難的な対策として、親権を一時的、部分的に規制、停止することはありうることだと考えます。同時に、親による虐待の増加の背景には、貧困と格差の広がりがあると指摘されています。社会保障の拡充と教育条件の整備によって、親が安心して子育てできる社会をつくることこそ第一義的課題だと考えます。同時に、子育てへの不安や虐待などの悩みにこたえる専門的できめ細かな相談・支援体制を拡充することも緊急の課題です。

3-4: 宗教上・観念上の問題から親権を濫用して子どもに対する正当な医療行為を阻害する親がいる事に関してどう思いますか？

親の宗教的信念などがあっても、親がそれを理由に、子どもにとって必要な医療を受けさせないなど、健全な発達を阻害するようなことは許されないと考えます。

4. 国会審議の過程における議論について

設問趣旨: 児童ポルノ法改正の法務委員会の場合において発言された内容に基づき質問します。

4-1: 法務委員会の場合において「(児童ポルノだと)疑わしければ捨てろ」という発言をされた議員がありますが、これは「疑わしきは罰せず」という罪刑法定主義の原則に反すると思いますが、この点についてどう思いますか？ また、国民の財産権を国があいまいな定義のまま侵害するような行為に関してどう思いますか？

現在、日本の児童ポルノをめぐる最大の問題は、児童ポルノ処罰法が制定されているにもかかわらず、依然としてインターネット上を中心として、明らかに児童ポルノと思われる動画画像が流出していることです。これらの動画画像については、現行法でも十分規制と処罰が可能であり、児童ポルノの一扫のために努力する必要があります。同時に、子どもを性的な対象とする児童ポルノが流布することのない社会をつくるのが、大人社会の最大の責任だと考えます。設問にあるように、「疑わしければ捨てろ」という発想は非常に乱暴な主張であり、児童ポルノ問題の解決に資する議論ではありません。しかし、この主張が、「罪刑法定主義の原則に反する」と断定することは、無理があると考えます。児童ポルノの定義の問題についてはすでに回答したとおりです。いずれにしても、児童ポルノをどのように防止するのか、被害にあう子どもをどのように出さないのかという問題を、社会全体の問題として正面から受け止め、考える必要があると思います。

5. 表現の自由との関連について

設問趣旨: 一部の意見の中に、創作物(紙に書かれた物、マンガ、アニメ等)を児童ポルノとして規制せよ という声があります。彼らの主張の骨子は、すでに学術的に否定された強制効果論であり、国際的な流れという

理由なのですが、国際的に見ても表現物を規制している国はわずか数カ国ですし、アメリカにおいては違憲判決が連邦最高裁判所により下されました(アメリカにおける表現規制の事実上の廃止)。これらを受けて、当会としては表現の規制に際し、より多くの学術的、国民的議論の必要性を感じております。それらも踏まえた上で質問させていただきます。

5-1: 児童ポルノ法改正問題に関し、創作物の規制に関する研究審議会を議員主体で設置する意志はおありですか？

各党で合意できるなら、研究審議会を設置することに賛成します。

5-2: 児童ポルノ法における創作物規制の研究審議会の設置に関して、政教分離の原則及び目的効果基準(1977年7月13日31巻4号533頁)に基づき、宗教団体の参加禁止及び、日弁連等の法律の専門家、犯罪心理学会等専門家の参加を認めるつもりはありますか？

「政教分離の原則」や「目的効果基準」と、研究審議会への「宗教団体の参加禁止」が、論理的、具体的にどういう関係にあるか、設問のかぎりでは定かではありません。ただし、研究審議会が設置された場合、日弁連などの法曹関係者や犯罪心理学者などの専門家の参加はもちろん、インターネット関連の業界団体や専門家などの参加は不可欠だと考えます。

5-3: 研究審議会設置にあたり「規制ありきの議論」ではなく、一部の表現を児童ポルノ法で規制するのが正しいかどうかを議論する気はおありですか？

私たちは、児童ポルノに等しいアニメ・マンガ・ゲームについて、きびしく批判する立場をとっており、表現の自由が保障されているとはいえ、そうした創作物は、社会的・道義的には容認すべきものではないと考えます。しかし、そのことと、それらの創作や所持などを、法律で一律に規制することには賛成できません。その意味では「規制ありきの議論」にくみするものではありません。同時に、研究審議会ですうした問題を議論することは、社会的に啓発するうえでも大いに意義のあることだと考えます。

6. 国際的児童ポルノの撲滅の推進に関して

設問趣旨: 元々、児童ポルノの単純所持規制の話は、「インターネットを通じて無限に広がる児童ポルノの国際的撲滅」を受けてでてきた話であります。しかしながら規制の実施にあたり、各国の児童定義年齢の違い(欧米では13~14歳未満、我が国では18歳未満)が厳然として存在し、国境の無いインターネットという道具を用いる事により、将来的にこの定義年齢の違いが問題になる事が比較的容易に予想されます。また、レイブプレイ問題(資料5)における「悪意のある人物により本来日本国内でしか流通し得ないはずのゲームが海外で勝手に販売をされていた」という問題、某新聞社のように「いかにも日本が性大国」であるかのような記事の英訳を新聞社名で長年に渡って流布してきた問題に関してもお尋ねします。

6-1: 某新聞社の英訳記事問題(資料6)において、事実の裏づけも無く海外で日本人観光客が「奴隷を買う」「現地の子供をハンティングする」という違法ツアーに参加しているとする記事を配信したり、日本国内では違法とされている少女買春の勧め(犯罪教唆)をする記事を長年に渡り配信されている事実が明らかになりました。また、米州機構(OAS)の反人身売買レポートの中に日本人の人身売買に関する資料の出典として挙げられている等、日本人と日本国の品位や尊厳を貶めるような記事を配信し続けてきた新聞社に対しどのような意見をお持ちですか？

新聞社の品位を落とすだけでなく、日本社会と日本人への誤解を広げたものとして、きわめて遺憾な事態だったと思います。同時に、外部からの批判が契機だったとはいえ、当該新聞社が事実の経過と問題点、責任を認めるなど一定の総括をおこない、それを紙上で公開したこと自体は、再び同じ過ちを犯さないという点から、率直に評価したいと考えます。

6-2: またこうした事実無根の情報を基にした規制論を振りかざしたり、こうした記事を長年に渡り配信し続けてきた新聞社の人間を役員として迎え入れる人権団体や民間団体についてどうお考えですか？

各団体の自主性や自律性に委ねるべき問題だと考えます。

6-3: 現在主にインターネット上に流通する児童ポルノの撲滅に関して、国際的な枠組みを作って撲滅を推進する気はありますか？

党としてそのようなとりくみをする立場にはありません。政府に働きかけることを通じて、児童ポルノの撲滅にとりくみたいと考えます。

6-4: またその際、各国の児童ポルノ法における児童の定義年齢が違う事が問題となりますが、この問題に關しどう思いますか？

政府間の話し合いによって解決すべき問題だと考えます。なお、欧米諸国をはじめ、世界の多くの国々が18歳以上を成人としている現状にかんがみれば、児童ポルノ規制の対象年齢を18歳未満とするのは、合理的理由があると思います。

□